

酒広組監発第 26 号
令和 3 年 1 月 27 日

酒田地区広域行政組合
管理者 酒田市長 丸山 至 様

酒田地区広域行政組合
監査委員 大石 薫

監査委員 五十嵐 啓 一

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員聴取日
酒田地区広域行政組合	10月31日	11月20日～ 1月14日	12月28日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項はなかった。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。